

舞鶴市公民館チャレンジショップ試行実施事業 募集要項

1. 趣旨・目的

舞鶴市では、これからの公民館のあり方を示す「舞鶴市公民館マスタープラン」の策定を進めております。これは、昨今の人口減少やライフスタイルの多様化が進む中、これまで以上に「人づくり・地域づくり」が必要になることから、住民の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」場である公民館が、だれもがいつでも・どこでも学ぶことができる「生涯学習拠点」、また、人・地域の「学び」と「つながり」を担う、社会教育における重要な中核施設であるため、今後、市民が求める公民館像や、公民館の意義や役割を示すものです。

上記マスタープラン策定に伴い、公民館への市民ニーズを把握するための「公民館の未来を考えるワークショップ」を実施し、その中で多くご意見をいただいた、地域住民が公民館に「なんとなく集まり、つながる、ゆるやかな場づくり」を実現するため、これまで公民館で行ってきた講座の実施や貸館だけでなく、一部のスペースに民間活力を導入し、公共施設の公益性と利便性を両立させた新たな運営モデルの導入を検討しております。

本事業は、単なる飲食等を提供するイベントではなく「社会教育の実践の場」として位置づけ、試行的に公民館へ出店等をいただく事業者を募集するものです。

2. 実施概要・出店場所の詳細

【対象施設】 舞鶴市城南会館（舞鶴市女布406番地3）

【実施日時】 令和8年11月23日（月・祝） 10時00分～16時00分

【出店場所】

(1) 屋外建物正面スペース

①想定形態：キッチンカーもしくは露店による飲食、物品等の販売や、ボードゲーム等、アクティビティ（体験）の出店。

※テント、机、椅子等が必要な場合はご準備ください。

②出店数：軽トラックキッチンカーサイズ3台。

※キッチンカー等のサイズや出店数は、希望に応じて調整します。

(2) 芝生広場

①想定形態：露天による飲食、物品等の販売や、ボードゲーム等、アクティビティ（体験）の出店。

※車両の乗り入れは禁止とします。

※テント、机、椅子等が必要な場合はご準備ください。

②出店数：1区画W2.7m×D3.6m程度 2区画

※出店数および出店範囲は希望に応じて調整いたします。

(3) 料理室

①想定形態：料理室を使用した、飲食の販売等。

※館内は2足制となっております。

※料理室の設備等の仕様や現地確認が必要な場合は、ご連絡ください。

②出店数：1

(4) ガレリア（ロビー）他

①想定形態：ボードゲーム等、アクティビティ（体験）の出店。

※館内は2足制となっております。

※机、椅子等が必要な場合はご準備ください。

②出 店 数：1区画W2m×D2m程度 2区画

※出店数および出店範囲は希望に応じて調整いたします。

【出店費用】 無料

【そ の 他】 本格実施となった際には、出店料を徴収し、一定期間、継続的にご出店いただくことを想定しており、後日、出店の持続性に関する調査・ヒアリング等を行います。

3. 応募資格および必要許可等事項

飲食等を販売される場合、出店の内容に応じて、関係法令等に基づき、以下の営業許可等を所有している事業者の応募に限ります。また、現場には必ず「食品衛生責任者」を配置してください。

営業許可・資格等	備考
飲食店営業許可	館内調理または特定メニューの提供に必須
菓子製造業許可	焼き菓子等の製造・販売を行う場合に必須
露店営業許可	屋外テント等で調理販売を行う場合に必須
自動車営業許可	キッチンカー（移動販売車）による出店に必須
その他、出店内容に応じて必要な営業許可等	酒類や物品を販売する場合等に必要な許可等
食品衛生責任者の配置	実施当日、現場に資格所有者を常駐させること

4. 出店条件および遵守事項

公共施設の適正管理および社会教育施設としての持続可能な運営を確保するため、以下の事項を厳守してください。

(1) 環境管理の徹底

公共施設および社会教育施設としての環境水準を維持するため、発生したゴミは全て持ち帰るとともに、使用区域の清掃を徹底してください。

(2) 安全管理および原状回復の義務

火気使用時の安全対策や来館者の動線確保に万全を期し、終了後は速やかに原状へ復帰してください。

(3) 衛生管理の徹底

食品衛生法およびHACCPの考え方等に基づき、食中毒事故等の防止措置を徹底してください。なお、万一の事故等に備え、生産物賠償責任保険（PL保険）等への加入を推奨します。

(4) 社会教育および生涯学習に資する活動

営利活動のみに偏ることなく、地域住民との積極的なコミュニケーションや交流促進に努めてください。

5. 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年10月21日（水）～11月16日（月） 17時00分

(2) 応募書類

①申 請 書：指定の申請書に必要事項をご記入ください。

②営業許可等：出店内容に応じて、必要な営業許可書等の写しをご提出ください。

(3) 提出方法

下記提出先へ郵送もしくはメールでご提出ください。

(4) 提出先

舞鶴市生涯学習推進課（舞鶴市字北吸1044）

電 話：0773-68-9223

メール：relation@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市資産マネジメント推進課

電 話：0773-66-1045

メール：shisan@city.maizuru.lg.jp